

専用水道・簡易専用水道の取扱いについて (概略)

※ 専用水道と簡易専用水道は、水道法の規制対象となる施設ですが、平成25年4月1日から専用水道と簡易専用水道に係る事務が県から市に移譲されました。

1 対象施設

① 専用水道

専用水道とは、自家用の水道で、100人を超える者にその居住(注1)に必要な水(注2)を供給するもの、あるいはその水道施設の1日最大給水量(注3)が20m³を超えるものをいい、寄宿舍、社宅、療養所、マンション・アパート等の集合住宅、レジャー施設、学校、旅館・ホテル等が該当します。

ただし、下呂市の水道から供給を受ける水のみを水源とする場合は、その施設が次のア及びイの両方に該当するものは専用水道に該当しません(いずれか片方のみであれば専用水道に該当します)。

ア 口径25mm以上の導管の全長が1,500m以下のもの

イ 水槽の有効容量の合計が100m³以下のもの

なおア及びイは、地中又は地表に施設される部分の規模を定めたものであり、地表からの汚染の影響を受けない程度に支柱等により高く設けられた導管や水槽については、算定に含みません。

(注1)「居住」とは、「滞在」と異なり継続的であることを要します。例えば、療養所の入所者は「居住者」と考えますが、普通の病院の入院患者は「居住者」ではないとされます。また、旅館の宿泊客は「滞在者」であって「居住者」ではありません。なお、計画中・建設中の施設については、定員、戸数等から客観的に算出した人数で判断します。

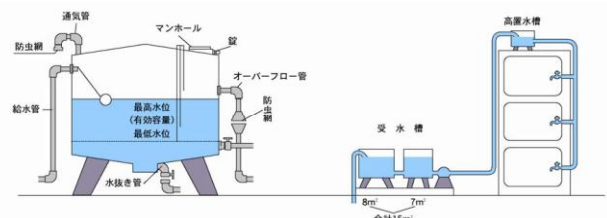
(注2)「居住に必要な水」とは、飲用、炊事、洗濯その他継続的な日常生活を営むために必要な水のことを言います。

(注3)1日に給水することができる最大の水量であって、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活に使用(洗濯用、手洗い用、洗面用など)する水量のことを言います。そのため、プール用、空調用、食品の製造用、公衆浴場用(多数人が同時に利用する浴場)など、事業用・営業用等に使用される水は含まれません。なお、算定に当たっては、設計上の必要水量を1日最大給水量とし、設計上の水量が存在しない場合は実績から算定します。

② 簡易専用水道

簡易専用水道とは、水道水を「受水槽」という水槽で受けてから利用する施設のうち、受水槽の有効容量が10m³を超え100m³未満の施設が該当します。設置者は安全な水を利用者へ供給するために、施設の衛生的な管理を行うことが義務付けられています。

※ 受水槽の有効容量とは、水の最高水位と最低水位との間に貯留される水量をいい、「受水槽の縦の長さ × 横の長さ × 有効水深 = 有効容量」となります。また複数の受水槽がある場合、それぞれが給水管等で接続されているものは合計の容量となります。



※ 専用水道・簡易専用水道に該当するかどうかを判断する際には、別添「対象設備の判定」を参考にしてください。

※ 専用水道・簡易専用水道の規格に該当しない施設(貯水槽の有効容量が10m³未満)は、小規模貯水槽水道に該当します。この場合は別に定める「下呂市飲用井戸等衛生対策要綱」の対象となります。

2 管理義務等

①市への確認書類・届出義務

	専用水道		簡易専用水道	
工事着手前	布設工事設計確認申請書	第1号様式		
記載内容の変更	布設工事設計確認申請書記載事項変更届	第5号様式		
給水開始前	給水開始前届	第6号様式	設置(構造の変更)届出書	第13号様式
区分の変更	専用水道届出書	第7号様式	変更届	第14号様式
技術管理者	水道技術管理者設置報告書	第8号様式		
技術管理者(変更)	水道技術管理者設置(変更)報告書	第8号様式		
業務の委託	業務委託届	第9号様式		
業務の委託(変更)	業務委託(変更)届	第9号様式		
立入検査前調書	立入検査事前報告書	第10号の1様式	立入検査事前報告書	第10号の1様式
改善計画	改善計画書(改善完了報告書)	第11号様式	改善計画書(改善完了報告書)	第11号様式
廃止・休止報告	休止・廃止報告書	第12号様式	休止・廃止報告書	第12号様式
事故発生時の報告	報告		報告	

②検査

1年以内に1回は登録検査機関で検査を受けてください。(厚生労働大臣の登録を受けた業者のうち、岐阜県の登録のある検査機関。詳しくは厚生労働省のホームページ等をご覧ください)

検査項目：施設の外観、水質、書類の管理など

※検査の結果、衛生上特に問題があることが確認された場合は、すみやかに給水を中止し、下呂市および飛騨保健所に報告をしてください。

③施設の維持管理

1. 水槽の清掃を必ず1年以内ごとに1回は定期的に行ってください。
2. 水槽のき裂等により水槽内に有害物、汚水等の混入がないよう定期的に点検を行い、欠陥を発見したときは、すみやかに改善の措置を講じてください。
3. 給水栓における水の色、濁り、臭い、味等の外観と残留塩素の有無に注意し、これらに異常があるとき、又は水槽内の水が汚染された疑いのあるときは、必要な水質検査を実施し、その安全性の確認を行ってください。
(この通常の水質確認検査等は、毎日行うのが望ましいとされています)
4. 供給する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、又その旨を利用者等に知らせてください。
5. 管理については、帳簿を備えて記録し、専用水道は5年間、簡易専用水道においては3年間保存してください。
6. 設置者が管理を行わない場合には、実際に管理を担当する者を明確にしてください。

詳しくは 「下呂市専用水道及び簡易専用水道に関する取扱規則」 をご覧ください。

問い合わせ先 下呂市役所上下水道部水道事業課 電話 0576-24-2222 (代)
飛騨保健所生活衛生課 電話 0577-33-1111 (代)